

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

止する件を廃止する件
○県外の区域から家畜等の移入を禁止する件四件

告示

○県外の区域から家畜等の移入を禁

告示

福島県告示第百十九号の二

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十三年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件 (平成二十三年福島県告示第八十六号の四)
- 二 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件 (平成二十三年福島県告示第百五号の二)
- 三 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件 (平成二十三年福島県告示第百十一号の二)

(畜産課)

福島県告示第百十九号の三

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

- 二 移入を禁止する県外の区域
愛知県内の次に掲げる区域
家畜伝染病の発生に伴う家畜等の移動の制限(平成二十三年愛知県告示第四百二十二号)の四に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第百十九号の四

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域
宮崎県内の次に掲げる区域
家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成二十三年宮崎県告示第百九号の八)の(3)に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第百十九号の五

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域
三重県内の次に掲げる区域
家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限の変更(平成二十三年三重県告示第百五十三号)の三に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第百十九号の六

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を

禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成二十三年宮崎県告示第百五十三号の三）の

三に掲げる区域

（畜産課）